

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市では、2010年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す目標を掲げ、取組を進めてまいりました。その後、2020年度以降の国際的な地球温暖化対策の枠組みである「パリ協定」が採択され、国においては2030年度の温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」が策定されました。こうした状況を踏まえ、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、新たな温室効果ガス削減目標の設定など地球温暖化対策のより一層の推進を図るため、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（案）を取りまとめましたので、市民の皆様から意見を募集しました。

その結果として、意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 平成29年11月24日（金）～12月25日（月）
- ・意見の提出方法 電子メール（専用フォーム）、ファクス、郵送、持参
- ・募集の周知方法 市政だより、市ホームページ、環境情報、かわさき情報プラザ
各区役所・支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館

3 結果の概要

意見提出数		16通（56件）
内	電子メール	9通（32件）
	ファクス	6通（22件）
訳	郵送	0通（0件）
	持参	1通（2件）

4 パブリックコメントの意見の内容と対応

いただいた意見につきましては、御意見を踏まえ、当初案に反映したものが8件、御意見の趣旨が案に沿ったものが10件、今後の取組を進めていく上で参考とするものが4件、案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するものが34件ありました。

いただいた御意見の趣旨を踏まえ、一部修正を行い「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【対応区分と意見の件数】

分類	対応区分					計
	A	B	C	D	E	
計画全体に関すること		1		1		2件
第1章 地球温暖化の現状と対応に関すること	1	1				2件
第2章 これまでの川崎市の地球温暖化対策等に関すること				3		3件
第3章 計画の基本的事項に関すること		2		1		3件
第4章 川崎市が目指す地球温暖化対策等に関すること	3	2		6		11件
第5章 施策の方向性に関すること	4	4	4	22		34件
第6章 推進体制及び進行管理に関すること				1		1件
合計	8件	10件	4件	34件	0件	56件

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 計画全体に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	川崎市は環境先進都市として、温暖化対策においても、先進的かつ意欲的な取組を進めていただきたい。	本市では、2009年度に制定した「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく対策など、市民・事業者の方々と連携・協働した取組を進めてきた結果、1990年度比では国の温室効果ガス排出量が増加する中、市の排出量は減少しています。 引き続き、市民・事業者の方々と、行政が連携・協働しながら、更なる削減に取り組んでまいります。	D
2	地球温暖化が急速に進んでいる中、的確な対策をすばやく打つ必要がある。	地球温暖化対策等については、国際社会の状況変化が早く、今後もこうした動向や、国の地球温暖化対策計画の見直しなどを踏まえ対策を検討していくとともに、必要に応じて本基本計画の改定を検討していきます。	B

(2) 「第1章 地球温暖化の現状と対応」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	第1章 「地球温暖化の現状と対応」については全く同感。	地球温暖化の現状を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減と、中長期的に避けられない影響などに対する適応に取り組んでまいります。	B
2	「地球温暖化対策等に関する社会状況の変化」の項目に、2011年に発生した福島原発事故を入れるべき。大きな影響を及ぼした事故が、温室効果ガスを発生しない原子力発電によって引き起こされたということを前提として、施策が組み立てられるべき。	東日本大震災後、計画停電などの電力不足をはじめ、エネルギーをめぐる様々な状況の変化があり、エネルギーの自立分散の必要性などがより強く認識されたところですので、震災後のエネルギーをめぐる状況の変化について、計画に追記します。(P3の5行目に東日本大震災後のエネルギーに関する環境の変化について追記)	A

(3) 「第2章 これまでの川崎市の地球温暖化対策等」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	川崎市の温室効果ガス、二酸化炭素の排出量の推移についての原因の掘下げが不十分である。1990年から現在までの排出量の推移の分析を行ったうえで、今までの取組を総括し、問題点を明らかにし、今後どうすべきかを導き出す必要がある。特に、産業部門の削減を強調する一方、家庭部門の排出量増加を強調する内容となっている。	<p>本市の市内総生産は1990年度が約4兆8千億円(1995年基準名目)でしたが、2014年度には約5兆4千億円(2005年基準名目)と、産業構造の変化を伴いながら、一定の経済成長を遂げてきており、こうした中でも温室効果ガスの削減を達成してきています。</p> <p>あわせて、本市では、2010年度以降、産業系を中心とした大規模事業者に対して、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を導入し、事業者の自主的な取組を促しており、対象事業者における排出量は、制度導入前と比較し減少しています。</p> <p>民生系(家庭部門)は、省エネ機器や再生可能エネルギーの導入が進んだ一方、人口の増加、家電の新たな普及や大型化などによるエネルギー使用量の増加、東日本大震災以後の原子力発電所の停止による電力使用時の二酸化炭素排出係数の悪化などにより増加していると考えられます。</p>	D

2	「川崎市の温室効果ガス排出量の推移」では、二酸化炭素排出量の削減が全国に比べて順調とあるが、実際には2011年を底に、2013年まで増えている。2013年の増加理由、2014年の減少理由の分析が必要でないか。	本市は臨海部に工業地帯を抱える特性から、温室効果ガス排出量の7割が産業系からで、年度ごとの推移は、各事業所での取り組みのほか、生産活動の変化の影響を強く受けており、年度ごとの変化とともに全体のトレンドを把握する必要があります。なお、2011年度から2013年度の増加要因のひとつとして、電力使用時の二酸化炭素排出係数の悪化などが考えられます。	D
3	現行計画に基づく主な取組の状況について、「太陽光・熱 利用量を2020年度までに2005年度比で30倍にする目標を掲げ、2015年度末現在で約23倍となっている。」とあるが、2020年までに目標達成が可能か。家庭用の太陽光発電の補助は、同じ期間に8.7倍にしかならず、とても達成できるとは思えない。	太陽光発電については、直近の2016年度末のデータでは約77,000kwで2005年度比約25倍となっています。一方、電力の固定価格買取制度の価格低下などの課題がありますが、再生可能エネルギーは、災害時に活用できる電源にもなることから、引き続き、太陽光発電と蓄電池と合わせた導入などにより促進してまいります。	D

(4) 「第3章 計画の基本的事項」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	この計画の達成には縦の行政と横の行政の協力が必要。例えば、市役所などの公共施設での雨水利用や、緑地保全について建設緑政局で意見を募集している「緑の基本計画」と合同で取り組むことが必要。	地球温暖化対策等の取組は、非常に広範囲にわたることから、本計画は、ご指摘の緑の基本計画をはじめ、関係する計画と連携することとしており、総合的に取組を進めてまいります。	B
2	市民の健康や地球全体への温暖化対策のために、何が原因となっているのか、それを改善するためにはどうすればよいか、複合的な視野で対処して欲しい。特に、水道は市民全員が使うので、水道が改善されれば市民全員が温暖化対策に参加することになる。	地球温暖化の原因となっている温室効果ガスには、二酸化炭素だけでなく、フロン類などさまざまなものがあります。二酸化炭素の排出も、家庭での電気やガスの使用、車の走行など多岐にわたっています。 このため、地球温暖化対策については、ご指摘の水道分野での取組とともに、エネルギー、廃棄物、緑、住宅、交通政策など各分野の取組と連携しながら取組を進めてまいります。	B

3	<p>水道の半分は神奈川県内広域水道企業団から来ているので、地球温暖化対策を考えるなら、川崎市上下水道局だけでなく神奈川県内広域水道企業団の事業者も対象にして欲しい。</p>	<p>本計画は、「地球温暖化対策推進法」や「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づき、市域の地球温暖化対策等とともに、市の事務事業における対策を定めるものです。</p> <p>また、神奈川県内広域水道企業団も、同法に基づき、特別地方公共団体として地球温暖化対策実行計画を策定し、取組を進めております。</p>	D
---	-----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(5)「第4章 川崎市が目指す地球温暖化対策等」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>肝心の対策が、漠然としていて具体性が見えない。P21の「マルチベネフィットの地球温暖化対策等により低炭素社会を構築」とあるが、「マルチ」な目標を置くことで、二兎を追って、肝心の温暖化対策の具体性が見えなくなっている。</p>	<p>具体的な対策は、地球温暖化対策実施計画で位置づけてまいります。</p> <p>また、マルチベネフィットについては、国の環境基本計画でも、経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせるよう政策を発想・構築する観点から、「環境、経済、社会の統合的向上」を実現することが重要とされています。</p> <p>本市においても、こうした考え方を踏まえ、地球温暖化対策等が産業振興、防災対策、健康維持等に資する多様な便益に着目しています。</p>	D
2	<p>基本方針では5つが挙げられているが、「イ エネルギーの最適利用を進める」の中では、「太陽光」などが「自立分散型」電源とだけ書かれているように見える。再生可能エネルギーは世界的には「基幹電源」となっていると思うが、川崎市には、その認識はないのか。</p>	<p>電源構成は、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合、安全性などに基づき国が定めるものでございます。</p> <p>こうした中、市としては、再生可能エネルギーを地域で活用することを推進して行きたいと考えており、災害時にも活用可能な自立分散型電源といった点を重視しながら導入を進めてまいります。</p>	D
3	<p>川崎市にはマンションが多く、その住民が再生可能エネルギーを導入するには管理組合での合意というハードルがある。再生可能エネルギーを普及させたいという市民は少なくないと思う。市民と行政が協働して、再生可能エネルギーを増やしていく取組を今後の方針として入れて欲しい。</p>	<p>地球温暖化対策の推進に向けて、市民・事業者・行政が連携・協働し取り組むとともに、再生可能エネルギーの積極的導入により、マンション等の共同住宅が多いという本市の特性を踏まえながら、創エネ・省エネ・蓄エネによる総合的な取組を推進してまいります。</p>	D

4	<p>基本方針 イ エネルギーの最適利用を進めるについて</p> <p>「イ 再生可能エネルギーの推進とエネルギーの最適利用 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入は引き続き推進する。さらに、自立分散型の電源として導入を進め、、、、(文の通り)」に変わる。</p> <p>前計画では、基本方針2 に再生可能エネルギー源、、、を有効かつ効率的に利用する とあり、これを活かすべき。</p> <p>また、太陽光発電を 30 倍にするという野心的な目標を立て、そのためにほぼ目標を達成することができた。都市型市街地である川崎市の再生可能エネルギーとしては太陽光発電が最適なので引き続き取り組んでいくべき。また臨海部の工場の廃熱の利用も推進していくべき。廃棄物処理施設での廃熱利用は、地域暖房などに利用されている外国の事例があるが、市民プールのみならず、橋処理センターや堤根処理センター建て替え時に検討すべき。</p>	<p>基本方針で掲げる5つのうち、「エネルギーの最適利用を進める」において、再生可能エネルギーについて自立分散型電源として導入を推進していくとしており、引き続き太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいります。</p> <p>また、エネルギーの最適利用には、エネルギー源としての再生可能エネルギーを地域で活用することも含んでおりますが、再生可能エネルギーの導入に係る市の方針をよりわかりやすく表現するため、基本方針の表現を「再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用を進める」に修正します。(P 2 2 及びP 2 9 の基本方針の表現を変更)</p> <p>また、臨海部での未利用エネルギーの活用や資源循環型社会の構築など、地域特性を活かした取組を進めてまいります。廃棄物焼却におけるエネルギー利用につきましては、廃棄物発電や温水プール等への余熱利用を引き続き推進していくとともに、新たに建設を行う廃棄物焼却施設については、発電効率の向上など、より効果的・効率的なエネルギー利用が行われるよう、取組を進めてまいります。</p>	A
5	<p>「基本方針」の中に、ぜひ「ソーラーシェアリング」という言葉を加えていただきたい。川崎にはまだ農地も多い。工業と商業と住宅地と農業が混在する都市の中で、農業と共存する「ソーラーシェアリング」は、地産地消のエネルギーを作り出すカギである。2030年の二酸化炭素排出削減目標を高く掲げるためにも、これはぜひ追加をお願いしたい。同じことは P34 の具体策の中でも書いて欲しい。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、公共施設での導入とともに、住宅や事業場等での導入促進、事業者と連携した臨海部での大規模太陽光発電所整備などに取り組んできました。</p> <p>引き続き、本市の特性を踏まえながら、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの積極的な導入に向け取組を推進してまいります。</p> <p>なお、ソーラーシェアリングにつきましては、農地所有者の意向や立地条件など、導入に向けては課題があると考えております。</p>	D

6	<p>基本方針 オ 市民・事業者・行政の連携・協働をすすめる について</p> <p>大変大事な方針である。地球温暖化防止活動防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員ばかりでなく、麻生区クールアース推進委員会とも連携・協働すべき。</p>	<p>地球温暖化対策等は、市民・事業者・行政がそれぞれの取組を進めるとともに、連携・協働することにより、より一層の推進が可能と考えております。</p> <p>今後も、地球温暖化防止活動防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員とともに、各区の取組とも連携しながら、地球温暖化対策等を推進してまいります。</p>	B
7	<p>パリ協定に鑑み、温室効果ガス排出量の削減目標に関して、基準年を1990年として30%以上という高い目標を掲げていることが良い。</p>	<p>1990年度と比較した国の温室効果ガス排出量が増加する中、本市の排出量は減少していますが、今後とも対策を進め、国を上回る目標の達成に向け取り組んでまいります。</p>	B
8	<p>基準年を1990年比として30%減というよりも、国の計画と同じ2013年度比として欲しい。基準を変えての30%減では違和感が残る。</p>	<p>削減目標については、国を上回る温室効果ガス削減を達成してきた本市の取組成果を踏まえ、基準年は現行計画と同様の1990年度とし、これまでの本市の取組とともに、国の計画と連携した削減効果を基本に1990年度比30%以上削減とし、国の計画の基準である2013年度比20%以上削減を併記しています。</p>	D
9	<p>温室効果ガスの排出削減目標は「1990年度比30%以上削減、2013年度比20%以上削減する」という、極めて低い目標にとどまっている。メルボルンとコペンハーゲンには100%削減という高い目標を掲げているし、世界の主要都市の多くは、川崎市よりも意欲的な目標を掲げている。川崎市も2030年の削減目標は50%以上というような高い目標とすべき。</p>	<p>また、長期的な目標については、国の地球温暖化対策計画と同様、80%削減という水準を目指すとしています。</p>	D

10	<p>2030年度の部門別二酸化炭素排出量の目安について、国の「地球温暖化対策計画」において示されている排出目安量の按分によっており、産業部門では、川崎市の製品出荷額を全国比で按分することで計算されている。国の地球温暖化対策計画の目安量は業界団体ごとに定めた自主行動計画によっているが、この自主行動計画は、各事業所が均等に削減するものではなく、業界全体で達成していくものとなっている。</p> <p>産業界として、業界目標の達成に向けて努力をしていくが、この部門別の目安を削減目標の評価につなげることがないようにして欲しい。</p>	<p>本市では、市民・事業者・行政が連携しながら、それぞれの役割に応じて温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいりました。また、部門別二酸化炭素排出量については、これまでも推計を実施し、公表してきたところです。</p> <p>今後も、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて、また連携しながら、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくこととしております。こうしたことから、各部門での取組の参考とするため、目安量を試算したものです。この目安量については、国の地球温暖化対策計画を参考に、一定の経済成長を見込み、エネルギーの供給側における対策が実施され、かつエネルギー需要側の対策が成果を挙げた場合に達成できると試算される数値となっており、産業部門においては、業界団体ごとに定めた自主行動計画の効果を基に試算しております。</p> <p>こうした趣旨がきちんと理解していただけるよう、「国の地球温暖化対策計画において、一定の経済成長を見込み、エネルギーの供給側における対策が実施され、かつエネルギー需要側の対策が成果を挙げた場合に達成できると試算された数値を参考として、川崎市内における削減目安量を示したもの。」という説明を追記します。(P 26の「ウ 部門別の二酸化炭素排出量の目安」に説明を追記)</p>	A
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

11	<p>P3には、パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標(2℃目標)が合意された。」とある。しかし、P27では、「パリ協定では、世界全体での気温上昇を2℃以内に抑えること等を目標に掲げ」と「1.5℃」の記載がない。また、「2℃目標を達成するためには、世界全体の人為起源の温室効果ガス排出量が、2050年までに2010年と比べて40～70%削減され、2100年には排出水準をほぼゼロ又はそれ以下にすることが必要であるとされている。」とあるが、これは「今世紀後半にはゼロ」ではないか。</p>	<p>第4章川崎市が目指す地球温暖化対策等の(3)長期的に目指す水準については、「2℃以内に抑えること等」として一部省略していました。</p> <p>また、計画案での2100年の排出量は、国の「長期低炭素ビジョン」で「現在の科学的知見として2050年までに2010年と比べて40～70%削減され、2100年には排出水準をほぼゼロ又はそれ以下にすることが必要である」とされたことを踏まえたものを記載していました。</p> <p>このため、パリ協定で示されている内容を正しく説明するため、「産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力すること等を掲げており、これに向け、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するとしている。」に修正します。(P27の第1段落の表現を修正)</p>	A
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(6)「第5章 施策の方向性」に関すること

I 低炭素で快適な市民生活のまち

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>温室効果ガス削減のための具体策が、主にICT活用によるEMSやZEHなどが中心で、いずれも新しい設備などの導入(購入)が必要で、市民にはハードルが高いものが多い。もっと個人で一人ひとりが取り組める取組事例を示して、幅広い市民が参加できるようにすべき。</p>	<p>市民生活における温室効果ガス排出量削減に向け、省エネ行動の具体例を示しながら「エコ暮らし」の実践に向けた普及啓発を実施してきました。</p> <p>本計画案においても、設備や機器の更新だけでなく、節電などの環境に配慮した行動も含め「エコ暮らし」を実践していくこととしており、普及啓発の実施に当たってはご指摘の点も踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>	D
2	<p>成人向け節電・省エネ・温暖化防止に関する実務学習の普及・促進を進めて欲しい。エネルギーの基本特性を知り、室内環境との調和を図る具体策を学習できる仕組みを具体化したい。本市地球温暖化防止活動推進員の多くの精鋭が活躍頂けると期待する。</p>	<p>これまでも各種イベント等を通じて、地球温暖化防止活動推進員の方々とともに、成人向けの普及啓発にも取り組んでまいりました。今後も、多くの企業が立地する本市の特徴を踏まえ、その従業員の方への啓発も含め成人向けの普及啓発が重要と考えておりますので、事業者の皆様と連携しながら、引き続き、環境に配慮したライフスタイルや気候変動への適応の理解を深める取組を進めてまいります。</p>	D

Ⅱ 低炭素な事業活動のまち

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>川崎市の特徴は工業都市であり、二酸化炭素排出量の約7割は、産業系が占めるので産業系対策が効果的である。</p> <p>他都市に学ぶならば、東京都の総量削減義務と排出量取引制度である。この制度は、大規模事業所に二酸化炭素排出量の削減義務を課すものであり、オフィスビル等をも対象とする世界初の都市型キャップ・アンド・トレード制度である。</p> <p>このまま適用するのは難しいのであれば、川崎市の実情に合わせた制度を考えていただきたい。</p>	<p>本市では、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づき、特定事業者（原油換算で1,500キロリットル／年以上のエネルギーを使用する大規模事業者等）に対し、温室効果ガス排出量削減に向けた計画書等を作成し提出する制度を運用し、事業者の自主的な取組を推進しています。</p> <p>こうした取組の結果、特定事業者からの排出量は、制度導入以前と比較して減少しています。</p> <p>今後についても、こうした取組を基本としながら、事業者の表彰等を導入し、自主的な削減を一層促してまいります。</p>	D
2	<p>工場での高効率な最新技術の導入などの取組を市が情報発信して欲しい。</p> <p>さらに、多くの方々の温暖化対策に対する意識向上に役立つような形での施設見学など、有意義な活動に市と一緒に取り組んでいきたい。</p>	<p>本市においては、資源エネルギー庁が進める次世代エネルギーパークとして「CC かわさきエネルギーパーク」の認定を受け、事業者の方々の先進的な環境施設の情報発信に取り組んできました。</p> <p>また、地球温暖化対策等の普及啓発に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、連携・協働した取組により、大きな効果を上げることが可能と考えておりますので、引き続き、こうした取組を進めてまいります。</p>	B
3	<p>大型設備更新の際には、高効率な最新技術の導入など、市の目標に沿うような方向での二酸化炭素低減を十分考慮した対策を実施したい。</p>	<p>本市としても、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度において優れた取組を行った事業者の方の表彰や、中小規模事業者の方への省エネ機器等への補助など、事業活動における温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進してまいります。</p>	B

4	<p>臨海部での未利用エネルギー活用及び資源循環の1つの取組として、有機系廃棄物を原料としたバイオガス利用の可能性の検討を進めていきたいが、現状では消化液の排水処理の課題が大きな障壁となっている。対策としては下水道の整備が必要ではないかと考えている。国内外の他地域に対する川崎臨海部の競争力向上のためにも下水道設置を検討して欲しい。</p>	<p>本市の、臨海部の工業専用地域については、大規模な工場・事業場が立地し、既に自ら処理施設を設けて処理していることから、下水道計画区域外としているところです。</p> <p>また、下水道計画区域の決定については、地域の土地利用の将来構想や実情、費用対効果などを勘案し、検討するものと考えています。</p> <p>このことから、臨海部における下水道整備については、いただいた御意見も含め、土地利用の変化に注視するとともに、スマートコンビナート等の推進に向けては、さまざまな企業間連携を促す取組を進めてまいります。</p>	D
5	<p>ビル、施設の運用の最適化を図り、二酸化炭素排出削減並びに省コストを実現する「エコチューニング」について、市有施設に導入するとともに、民間ビル・施設にもその普及を促して欲しい。 (同意見1件)</p>	<p>本市では、市の率先取組として、施設の運用の最適化に向けた改善、省エネ機器の導入、再生可能エネルギーの導入などに取り組んできました。エコチューニングは施設の運用の最適化に向けた手法のひとつであり、今後も、施設の特성에あわせ、運用改善、高効率機器の導入、ESCO事業の活用など、さまざまな手法により取組を進めてまいります。</p> <p>また、公共施設における対策で蓄積したノウハウについては、民間事業者等への普及啓発等に活用してまいります。</p>	D

6	<p>「Ⅱ 低炭素な事業活動のまち」「1 事業活動における温室効果ガス排出量削減の推進」で、私たち市民 150 万人が利用している上水道は、温暖化対策の対象になる。神奈川県内広域水道企業団からの原水の運搬に大きな電力がかかっており、これを減らしたほうがよい。</p>	<p>平成 18 年度の「川崎市水道事業の再構築計画」策定時には、長沢浄水場、潮見台浄水場、生田浄水場で処理された水道水と、神奈川県内広域水道企業団からの受水による水道水がありました。</p> <p>企業団からの受水に関しては、水源開発によるダム等の建設費用や維持管理費を負担する責任があり、たとえ受水量を削減したとしても、この費用を負担し続けなければなりません。</p> <p>このことを踏まえた上で、企業団からの受水の継続とコスト、環境負荷等の観点から比較検討を行った結果、将来にわたり安定供給が確保されること、原水の水質が比較的良好であること、水源からの導水系統にバックアップ機能を有していること、水源から各ご家庭まで自然流下による送水が可能で環境に優しい立地条件が備わっていることなどから、長沢浄水場への機能集約が最も効率的かつ効果的であると判断し、潮見台浄水場及び生田浄水場を廃止したものであり、適切な温暖化対策を行っているものと考えています。</p> <p>また、神奈川県内広域水道企業団においても、特別地方公共団体として地球温暖化対策実行計画を策定し、取組を進めています。</p>	D
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

7	<p>水道事業は、原水の質が悪いため、電力とともに、大量の薬品を使っている。こうした電力や薬品の利用は二酸化炭素排出量の増加につながる。廃止されている生田浄水場は、地下水を水源としていたので水質がよく浄水処理のコストは最低限で済み、地産地消で省エネである。</p>	<p>平成 18 年度の「川崎市水道事業の再構築計画」策定時には、長沢浄水場、潮見台浄水場、生田浄水場で処理された水道水と、神奈川県内広域水道企業団からの受水による水道水がありました。</p> <p>企業団からの受水に関しては、水源開発によるダム等の建設費用や維持管理費を負担する責任があり、たとえ受水量を削減したとしても、この費用を負担し続けなければなりません。</p> <p>このことを踏まえた上で、企業団からの受水の継続とコスト、環境負荷等の観点から比較検討を行った結果、将来にわたり安定供給が確保されること、原水の水質が比較的良好であること、水源からの導水系統にバックアップ機能を有していること、水源から各ご家庭まで自然流下による送水が可能で環境に優しい立地条件が備わっていることなどから、長沢浄水場への機能集約が最も効率的かつ効果的であると判断し、潮見台浄水場及び生田浄水場を廃止しました。</p> <p>なお、多摩区の地下水を水源としている生田浄水場については、自己浄水場の中で最も古く、耐震性にも大きな課題があり、更新の際に多大な費用が必要となるとともに、地盤の低い地区にあることから、地下水の汲み上げや配水池への送水がすべてポンプによって行われているといった課題もありました。</p> <p>また、地下水（さく井）については、水道水源としての使用は廃止しましたが、水質良好な一部のさく井については、災害用の井戸などとして有効利用していく予定です。</p>	D
8	<p>水道水の基準を満たすため、次亜塩素酸ナトリウムなどの薬品を使うが、消毒剤副生成物のトリハロメタンはオゾン層を破壊し、地球温暖化の原因ともいわれている。こうした項目を地球温暖化対策の検討項目のひとつに入れてみてはどうか。</p>	<p>本計画は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、その対策物質は、地球温暖化対策推進法を踏まえ、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素としています。</p>	D

Ⅲ 再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用による低炭素なまち

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>全体を通して、再生可能エネルギーに関する記述がほとんど見られず、現行計画と比べても、取り扱いが薄く、浅い。2017年1月に策定された『川崎市エネルギー取組方針』でも「多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市」が目指されている。再生可能エネルギーの導入に関しては、まだまだ取り組むべきところが多く、もっと取り扱いを高めて欲しい。(同意見2件)</p>	<p>再生可能エネルギーについては、公共施設での導入とともに、住宅や事業場等での導入促進、事業者と連携した臨海部での大規模太陽光発電所整備などに取り組んできました。</p> <p>引き続き、本市の特性を踏まえながら、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの積極的な導入に向け取組を推進してまいります。</p> <p>また、エネルギーの最適利用には、エネルギー源としての再生可能エネルギーを地域で活用することも含んでおりますが、再生可能エネルギーの導入に係る市の考え方をよりわかりやすく表現するため、基本的方向を「再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用による低炭素なまち」に、施策の方向性を「再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用の推進」に修正します。(P29及びP36の基本的方向の表現を修正、P30の施策の方向性の表現を修正)</p>	A
2	<p>エネルギーに関して「最適利用」はICT活用によるEMSが中心、「次世代エネルギー」は水素エネルギーと、市民が取り組めるメニューが少ない。「次世代エネルギー」とせず、「再生可能エネルギー」の導入、推進とすべきではないか。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、公共施設での導入とともに、住宅や事業場等での導入促進、事業者と連携した臨海部での大規模太陽光発電所整備などに取り組んできました。</p> <p>また、臨海部には2か所のバイオマス発電所が立地しているほか、市の廃棄物焼却施設でもごみ発電を行うなど、バイオマスの有効活用を進めています。</p> <p>引き続き、本市の特性を踏まえながら、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの積極的な導入に向け取組を推進してまいります。</p>	A
3	<p>再生可能エネルギーに関する具体的な策が見えない。地方との連携で、地方のバイオマス発電を川崎市として契約し活用できる方策を考えるなど、現在市として可能な、さまざまな方法で市民・企業・行政と検討することを、もっと強く打ち出して欲しい。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、公共施設での導入とともに、住宅や事業場等での導入促進、事業者と連携した臨海部での大規模太陽光発電所整備などに取り組んできました。</p> <p>また、臨海部には2か所のバイオマス発電所が立地しているほか、市の廃棄物焼却施設でもごみ発電を行うなど、バイオマスの有効活用を進めています。</p> <p>引き続き、本市の特性を踏まえながら、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの積極的な導入に向け取組を推進してまいります。</p>	D

4	<p>地球温暖化対策、二酸化炭素削減にとって最も重要な再生可能エネルギーの導入にあまり言及されていない。川崎市域で何万kW増やすという記述はできないとしても、以下の点をぜひ記述をしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市の学校や主要な公共施設には太陽光発電等を2030年までにすべて設置する、または目標を設定 ・市民との協働で再生可能エネルギー導入を積極的に推進すること。 	<p>地球温暖化対策の推進に向けて、市民・事業者・行政が連携・協働し取り組むとともに、再生可能エネルギーの積極的導入により、創エネ・省エネ・蓄エネによる総合的な取組を推進することが重要と考えています。</p> <p>公共施設における再生可能エネルギーについては、施設の改修等に合せて導入を推進しており、引き続き可能な限り導入を進めてまいります。</p>	D
5	<p>市民共同発電所の取組は、おひさまプロジェクトの第1号機に始まった。</p> <p>今後も発電所づくりを市民・事業者・行政と協働してすすめるべきであり、設置場所としては、共同住宅の多い川崎市の模範として、市営住宅の建物屋上など市の施設を活用すべき。</p>	<p>地球温暖化対策の推進に向けて、市民・事業者・行政が連携・協働し取り組むとともに、マンション等の共同住宅が多いという本市の特性を踏まえながら、再生可能エネルギーの積極的導入により、創エネ・省エネ・蓄エネによる総合的な取組を推進してまいります。</p> <p>なお、市営住宅の活用につきましては、維持管理との関係、入居者への配慮、費用分担のあり方、費用対効果等も含め、今後も検討を進めてまいります。</p>	D
6	<p>森林、原野、公園そして道路などで得られた廃木、整枝などを</p> <ol style="list-style-type: none"> ①パルプ粒を製造し、燃料材に使う。 ②バイオマスでメタンガスを生成させ、燃料として使う。 <p>二酸化炭素や窒素酸化物を分離して、それぞれを水素で還元して、改めてメタンガスやアンモニアガスを資源として利用する。</p>	<p>公園・緑地における剪定枝などの再利用につきましては、管理運営協議会や緑の活動団体などのボランティア団体の御協力をいただき、そだ柵等の施設や堆肥づくりなどに活用しています。</p> <p>また、業者委託による樹木管理で発生した幹や枝等については、市の処理センターに搬入するだけでなく、堆肥や燃料としてリサイクルできる処分業者等にも搬入しており、今後も、このような取組を推進してまいります。</p>	D

7	<p>麻生区には調整池が多数あるが、この上面に太陽光パネル設置が可能である。有効活用すべきと考える。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、公共施設での導入とともに、住宅や事業場等での導入促進、事業者と連携した臨海部での大規模太陽光発電所整備などに取り組んできました。</p> <p>引き続き、本市の特性を踏まえながら、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの積極的な導入に向け取組を推進してまいります。</p> <p>なお、調整池については、大雨時に洪水に対応する施設でございますので、設置については課題があると考えております。</p>	D
8	<p>P.36 Ⅲ、「エネルギーの最適利用による低炭素なまち」「創エネ・省エネ・蓄エネの推進を基本に、エネルギーの最適利用による低炭素なまちの実現を目指す。」「ICTを活用したエネルギーマネジメントシステム（EMS）などによる効率的なエネルギー利用や、災害時にも有効な再生可能エネルギー、蓄電池、コージェネレーションシステムの導入によるエネルギーの自立分散を進める。」に賛同する。</p> <p>住宅、業務用、工業用それぞれの顧客に省エネシステムの導入を促進しているが、その際に、市の環境政策の紹介をすることで、より深い理解を得ることが出来ている。</p>	<p>省エネ対策や再生可能エネルギーについては、本市でも、普及啓発や補助制度などにより導入を促していますが、事業者の方々と連携・協働することで、より一層の効果が得られると考えておりますので、今後とも、市民・事業者・行政の連携・協働により地球温暖化対策等の推進に取り組んでまいります。</p>	B
9	<p>建築物の建設や改修などを計画されている方向けに、環境商材等に関する情報発信を行っている。そのような場での「創エネ・省エネ・蓄エネ」などの環境政策を情報発信することが重要と考える。こういった「事業者が持っている市民との接点」を活用いただくことが有効と考える。</p>		B

10	<p>「建築物のエネルギー性能の向上」は、とても良い視点で応援したいが、その中身としては ZEH が中心で、燃料電池や電気自動車など機器や設備の導入の経済的負担が大きくなってしまっている。省エネルギーの取組として、断熱や空調など、今の住宅の改装・改築も追記して欲しい。</p>	<p>建築物のエネルギー性能の向上については、新築建築物だけでなく、既築建築物においても、対策を講じることが重要となっています。</p> <p>このため、本計画案においては、既築建築物のエネルギー性能の向上について施策に掲げており、空調、照明などの省エネ化に向けた普及啓発とともに、再生可能エネルギー導入や HEMS など、既築建築物でも利用できる補助制度の実施などにより取組を進めてまいります。</p>	D
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

IV 低炭素な交通環境のまち

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>高齢者自動車運転免許の自主返納を促進して欲しい。本市は交通至便であり、返納による経費削減、歩くことが健康増進、さらに地球温暖化防止に貢献し、喜びを感じることにつながる。</p>	<p>神奈川県警察において、運転免許証を自主的に返納し、運転経歴証明書の交付を受け、この証明書を提示することで、神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会加盟企業等から特典が受けられる取組を実施しております。本市では、それらの取組を周知するための広報や、高齢運転者を対象とした「運転適性検査及び認知・判断講習会」を交通事故の防止を目的に開催しております。</p> <p>今後も、神奈川県警察と連携を図り、広報・啓発・講習会等を行ってまいります。</p> <p>また、本計画案では、マルチベネフィットによる地球温暖化対策等を基本理念に掲げており、ご指摘のとおり、地球温暖化対策等が健康維持等の多様な課題の解決にも貢献することを重視しながら取組を進めてまいります。</p>	D

V 多様なみどりが市民をつなぐまち

No.	意見	市の考え方	区分
1	地球温暖化対策としての緑地・農地の保全に関しても、もっと踏み込んで欲しい。特に川崎市の農地は殆どが市街化区域内にある。生産緑地法の期限で、川崎市の農地は極端に減少することが予想されるため、それらに関する対策なども明記して欲しい。	地球温暖化対策等において、緑の保全等の取組は重要であることから、8つの施策の基本的方向性のうちの1つとして「多様なみどりが市民をつなぐまち」を掲げ、緑地の保全・緑化等の推進を位置づけています。 また、地球温暖化対策等は、非常に広範囲にわたることから、本計画は、関係する計画と連携し、取り組んでいくこととしており、緑地・農地の保全については、緑の基本計画や農業振興計画の施策と連携しながら取組を進めてまいります。	D
2	ヒートアイランドの視点からも、二酸化炭素の吸収源としても、緑地の確保、開発抑止は重要。その認識についての記述はあるものの、具体的な取組が見られない。市内樹林地の保全について、温暖化対策として、もっと積極的に取り組んで欲しい。	緑の道、共通緑地については、本計画案だけでなく、現在策定中の緑の基本計画（案）、臨海部ビジョン（素案）においても位置づけられており、連携しながら取組を進めてまいります。	D
3	臨海部「風の道」は、とても良い取組で、期待が持てるが、臨海部工場地帯の「共通緑地」が必須。臨海部における防災拠点としても機能することから、経済労働局、港湾局、建設緑政局とも連携し、ぜひ具体的な「共通緑地」の創出を実施して欲しい。	風の道、共通緑地については、本計画案だけでなく、現在策定中の緑の基本計画（案）、臨海部ビジョン（素案）においても位置づけられており、連携しながら取組を進めてまいります。	D

VI 低炭素な循環型のまち

No.	意見	市の考え方	区分
1	家庭から出る生ごみをまとめて、発酵させ ①堆肥を作り、都市近郊農業で使用して、野菜、果実などの地産地消として利用する。 ②バイオマスの熱材として利用する、適切な装置を早急に作る。	家庭から発生する生ごみについては、家庭用生ごみ処理機購入助成制度や生ごみリサイクル活動助成制度によって、個人や団体が生ごみを堆肥化し、家庭や公共の花壇、農地で活用する取組を推進しており、引き続き制度の広報を進めてまいります。 家庭系生ごみのバイオマスの熱材としての利用については、これまでに調査研究を行い、用地の確保や採算性の面から課題が多いことから技術動向を注視するとともに、生ごみの発生量を減らすことも重要ですので、食品ロス対策にも取り組んでまいります。	D

2	「低炭素な循環型のまち」でも、「地産地消のエネルギー循環」を積極的に取り入れて欲しい。廃棄物発電の電気も含め、川崎市内の再生可能エネルギー発電所、そして公共施設やソーラーシェアリングなどでも新たに電気を創造し、市内で使うという考え方を加えて欲しい。	本市においては、太陽光発電等の導入とともに、ごみ焼却処理施設での発電などの余熱利用を行うなどエネルギーの地産地消・自立分散を進めているところです。再生可能エネルギーを活用した取組は非常に重要であり、市域における地球温暖化対策に資することから、引き続き、その有効活用を検討してまいります。	D
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

No.	意見	市の考え方	区分
	(意見なし)		

Ⅷ 環境技術・環境産業で貢献するまち

No.	意見	市の考え方	区分
1	物質をナノメートルレベル（100万分の1ミリメートル）に微粒子化する技術により、高い燃焼効率で省エネの達成又環境改善においても二酸化炭素及び有害排気ガス（PMや窒素酸化物等）を大幅に削減することにより地球に優しい環境づくりに貢献できる。	地球温暖化対策等の推進には、優れた環境技術・環境産業を活かしていくことが必要と考えておりますので、事業者の皆様との連携・協働により、技術の開発や社会実装を目指す取組の参考にさせていただきます。	C
2	環境技術や環境産業では微生物による浄水技術や光触媒など先進的な取組を研究し、ぜひ計画の中で生かして欲しい。盛岡水道局ではCOP21を受けて緩速ろ過・生物浄化方式を採用したそうで、ぜひ川崎市でも率先してよい技術を取り入れて欲しい。		C
3	温暖化係数並びにオゾン層破壊係数が小さく、省エネが進む冷媒として、自然冷媒のひとつでもある炭化水素冷媒の実用化を促す研究を行い、その普及を図って欲しい。炭化水素冷媒は強燃性のため特段の措置が求められることから、この対策につき研究し、広く実用化することは、脱フロン政策の一環として大きい意義を持つ。		C
4	家庭用の簡便・安価な蓄電池の開発に取り組んで欲しい。		C

5	<p>川崎市の大気の状態は硫黄酸化物が大幅に減少、窒素酸化物なども目標値に達成しつつあるが、光化学オキシダントが微増の傾向にあると聞いている。この状況は温暖化対策と関連して調査究明する必要がある。</p>	<p>光化学オキシダントにつきましては、気温や風向・風速など気象条件のほか、窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）の環境濃度や、大陸からの移流による越境汚染など様々な要因が複合的に作用しています。</p> <p>本市としましては、光化学オキシダントの対策として、窒素酸化物を削減するとともに、近隣自治体と連携を図り、揮発性有機化合物（VOC）の削減に向けた取組を推進してまいります。</p>	D
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(7) 「第6章 推進体制及び進行管理」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>「推進体制」は従来のパターンからほぼ変化していない。新たな市民の動き、企業の動きを作り出すという意味でも「川崎地域エネルギー市民協議会」も加えていただきたい。</p>	<p>本市では、市内の地球温暖化対策等に取り組むネットワーク組織として川崎温暖化対策推進会議を設置し、市民団体、事業者、NPO法人、教育機関などさまざまな主体が参加し、連携・協働の取組を進めていますので、こうした取組に参加することができます。</p>	D